

国家知識産権局公告

第 358 号

商取引環境を継続的に最適化し、政務サービスの水準をさらに高め、登録商標専用権の価値を十分に発揮させ、質の高い発展を促進するために、「物権法」「担保法」「商標法」及び「商標法実施条例」の関連規定に基づき、「登録商標専用権質権登記手続に関する規定」を制定し、ここに公布する。本規定は 2020 年 5 月 1 日より施行する。

知識産権局

2020 年 4 月 22 日

登録商標専用権質権登記手続に関する規定

第一条 商標専用権の無形資産としての価値を十分に発揮させ、経済発展を促進することを目的に、「物権法」「担保法」「商標法」及び「商標法実施条例」の関連規定に基づき、本規定を制定する。

国家知識産権局は登録商標専用権の質権登記手続の実施に責任を負う。

第二条 自然人、法人又はその他の組織が登録商標専用権に質権を設定する場合、質権設定者は質権者と書面で契約を交わし、かつ国家知識産権局で質権登記の手続を行わなければならない。

質権登記申請は質権者及び質権設定者が共同で提出しなければならない。質権者と質権設定者は直接国家知識産権局へ申請を行うことができ、また商標代理機構に委託することもできる。中国に常駐住所又は営業所を持たない外国人又は外国企業は、代理機構に手続を委託しなければならない。

第三条 登録商標専用権質権登記の手続について、出質者は相応の又は類似の商品・役務において登録した相応の又は近似の商標を合わせて質権登記しなければならない。質権契約書及び質権登記申請書には質権を設定された商標の登録番号が明記されなければならない。

共有の商標について質権登記手続をする場合、全ての共有者の間で別途約定された場合を除き、他の共有者の合意を得なければならない。

第四条 登録商標専用権の質権登記を申請する場合は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (一) 申請者が署名又は押印した「商標専用権質権登記申請書」。
- (二) 主契約及び登録商標専用権質権契約。
- (三) 申請者が署名した承諾書。
- (四) 商標代理機構に手続を委託した場合は、委任状を提出しなければならない。

上記書類が外国語で記述されている場合は、当該書類の中国語訳を併せて提出しなければならない。中国語の訳文には翻訳機関及び翻訳者による署名、捺印による確認が必要である。

第五条 登録商標専用権質権契約は一般的に次の各号に掲げる内容を含む。

- (一) 質権設定者、質権者の氏名（名称）及び住所。
- (二) 被担保債権の種類、金額。
- (三) 債務者の債務履行期限。
- (四) 質権を設定される登録商標のリスト（商標登録番号、分類及び専用期間を明記する）。
- (五) 担保の範囲。
- (六) 当事者によって約定されたその他の事項。

第六条 登記申請書類が揃い、規定を満たしている場合は、国家知識産権局はこれを受理し登記する。質権は登記の日から設定される。国家知識産権局は登記日から 2 業務日以内に、双方の当事者に対して「商標専用権質権登記証」を発行する。

「商標専用権質権登記証」には、質権設定者及び質権者の名称（氏名）、質権を設定された商標登録番号、被担保債権の金額、質権登記期間、質権登記日を明記しなければならない。

第七条 質権登記申請が本弁法第二条、第三条、第四条、第五条の規定を満たさない場合、国家知識産権局は申請者に通知し、かつ 30 日以内の補正を許可しなければならない。申請者が期限を過ぎても補正せず、又は補正が要件を満たしていない場合、当該質権登記申請は放棄されたと見なし、国家知識産権局は申請者に書面で通知しなければならない。

第八条 次のいずれかの事由に該当する場合、国家知識産権局は登記を受理しない。

- (一) 質権設定者の名称と国家知識産権局の保存書類に記載される名称が一致せず、かつそれが登録商標の権利者であることに関連証明及び証拠を提供できない場合。
- (二) 契約の締結が法律法規の強行規定に違反する場合。
- (三) 登録商標専用権がすでに破棄、取消され又はその有効期間が満了しているにもかかわらず更新されていない場合。
- (四) 登録商標専用権がすでに人民法院によって差し押さえられ、凍結されている場合。
- (五) 質権の設定条件を満たさないその他の事由。

登記をしない場合、国家知識産権局は当事者に通知し、かつ理由を説明しなければならない。

第九条 質権登記後、次のいずれかの事由に該当する場合、国家知識産権局は登記を破棄しなければならない。

- (一) 本弁法第八条に掲げられた項目に属する状況が一つでも発見された場合。
- (二) 質権契約が無効となり又は破棄された場合。
- (三) 質権を設定された登録商標が法定の手続によって専用権を喪失した場合。

(四) 虚偽の証明文書の提出又はその他の詐欺的手段によって商標専用権質権登記を行った場合。

登記を破棄する場合、国家知識産権局は当事者に通知しなければならない。

第十条 質権者又は質権設定者の名称（氏名）変更、及び質権契約の担保である主債権の金額を変更する場合、当事者は次の各号に掲げる書類によって変更登記を行うことができる。

- (一) 申請者が署名又は押印した「商標専用権質権登記事項変更申請書」。
- (二) 主債権の金額を変更する場合、双方が締結した関連の補充協議又は変更協議。
- (三) 申請者が署名した関連承諾書。
- (四) 商標代理機構に手続を委託する場合は、委任状も提出しなければならない。

質権設定者の名称（氏名）に変更が生じた場合も、「商標法」及び「商標法実施条例」の関連規定に基づき国家知識産権局にて登録者名義変更申請を行う。

第十一条 担保された主契約の履行期間の延長された、主債権の期限通りの実現が不可能である等の理由で、質権登記の期間を延長する必要がある場合、質権者及び質権設定者双方は質権登記期間が満了する前に、次の各号に掲げる書類を持って登記の延期を申請しなければならない。

- (一) 申請者が署名又は押印した「商標専用権質権登記期間延期申請書」。
- (二) 当事者双方が署名した延期についての協議書。
- (三) 申請者が署名した関連承諾書。
- (四) 商標代理機構に手続を委託した場合は、委任状も提出しなければならない。

主債権の期限通りの実現ができず、双方が関連する延期について合意に達しない場合、質権者は関連の書面の保証状を発行し、債権が実現できなかった関連状況を説明し、延期を申請することができる。国家知識産権局が延期の登記をする場合、質権者に通知しなければならない。

第十二条 質権登記事項変更申請手続又は質権登記期間延期の申請後、国家知識産権局は2業務日以内に「商標専用権質権登記証」を新たに発行する。

第十三条 商標専用権質権登記の取消を行う場合、質権者及び質権設定者の双方は次の各号に掲げる書類を持って取消を申請することができる。

- (一) 申請者が署名又は押印した「商標専用権質権登記取消申請書」。
- (二) 申請者が署名した関連承諾書。
- (三) 商標代理機構に手続を委託した場合は、委任状も提出しなければならない。

登記の取消を行う場合、国家知識産権局は2業務日以内に当事者に通知しなければならない。

質権登記期間満了後、当該質権登記は自動的に失効となる。

第十四条 「商標専用権質権登記証」を紛失した場合、国家知識産権局に再発行を申請することができる。

第十五条 国家知識産権局は登録商標質権登録に関する情報を公告する。

第十六条 逆担保及び最高額質権については本規定を適用する。

第十七条 本規定は2020年5月1日から施行される。旧「登録商標専用権質権登記手続に関する規定」（工商標字〔2009〕182号）は同日より廃止とする。

- 付属文書：
1. 商標専用権質権登記申請書
 2. 商標専用権質権登記手続承諾書
 3. 商標専用権質権登記事項変更申請書
 4. 商標専用権質権登記事項変更手続承諾書
 5. 商標専用権質権登記期間延期申請書
 6. 商標専用権質権登記期間延期手続承諾書
 7. 商標専用権質権登記取消申請書
 8. 商標専用権質権登記取消手続承諾書
 9. 商標専用権質権登記証再発行申請書

（上記付属文書は省略、詳細は知識産権局のウェブサイトを参照されたい）

出所：中華人民共和国中央人民政府 HP

http://www.gov.cn/gongbao/content/2020/content_5525107.htm

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。